

# 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業事務取扱要領

## 1 目的

この要領は、平成28年3月7日付厚生労働省発雇児0307第3号厚生労働事務次官通知及び平成28年3月7日付雇児発0307第6号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知に基づき実施する児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設又は自立援助ホーム（以下「児童養護施設等」という。）入所中又は里親若しくはファミリーホーム（以下「里親等」という。）へ委託中の者及び児童養護施設等を退所した者又は里親等への委託が解除された者（以下「児童養護施設退所者等」という。）に対する自立支援資金（以下「自立支援資金」という。）の貸付事業を円滑に実施することを目的とする。

## 2 貸付の種類

児童養護施設退所者等に対する自立支援資金は、生活支援費、家賃支援費、資格取得支援費とする。

## 3 貸付対象

### (1) 生活支援費

生活支援費の貸付けの対象となる者は、児童養護施設等を退所した者又は里親等の委託を解除された者のうち、保護者等からの経済的な支援が見込まれない者であって、学校教育法第83条に規定する大学、同法第115条に規定する高等専門学校の第4学年及び同法第124条に規定する専修学校（以下「大学等」という。）に在学する者（以下「進学者」という。）とする。

なお、「保護者等からの経済的な支援が見込まれない」とは、死亡又は行方不明等により保護者等がいなく又は保護者等がいる場合でも養育拒否、虐待、放任等養育が適切でなく、保護者から必要な経済的支援が見込まれない状態をいい、「進学者」は、大学等への進学を機に児童養護施設等を退所又は里親等への委託が解除された者のほか、児童福祉法第31条に基づく措置延長がなされていたため、大学等に在学中に児童養護施設等を退所又は里親等への委託が解除された者とする。また、「進学者」には、本事業を開始した日に大学等に在学し、かつ正規の修学年数の範囲内にある者を含むものとする。

### (2) 家賃支援費

家賃支援費の貸付けの対象となる者は、進学者のほか、児童養護施設等を退所した者又は里親等の委託を解除された者のうち、保護者等からの経済的な支援が見込まれない者で、就職している者（以下「就職者」という。）とする。

なお、「就職者」は、就職を機に児童養護施設等を退所又は里親等への委託が解除された者のほか、児童養護施設等に入所中又は里親等へ委託中に就職し、就業を継続している間に児童養護施設等を退所又は里親等への委託を解除された者を含むものとする。また、「就職者」には、本事業を開始した日から2年を遡った日の属する年度の初日以降に就職を機に児童養護施設等を退所した者又は里親等への委託を解除された者を含むものとする。

### (3) 資格取得支援費

資格取得支援費の貸付けの対象となる者は、児童養護施設等に入所中又は里親等に委託中の者であって、就職に必要となる資格の取得を希望する者（以下「資格取得希望者」という。）とする。

なお、「資格取得希望者」には、児童養護施設等を退所又は里親等への委託解除後4年以内にある者であって、大学等に在学する者を含むものとする。

## 4 貸付期間及び貸付額

### (1) 生活支援費

ア 貸付期間は、大学等に在学する期間（月単位）とし、貸付額は月額50,000円とする。

イ 大学等に在学する期間は、原則として正規の修学期間とするが、病気等により休学するなど、真にやむを得ない事情によって留年した期間中も貸付期間に含めて差し支えないこととする。

### (2) 家賃支援費

ア 貸付期間は、進学者については大学等に在学する期間（月単位）とし、就職者については、退所又は委託解除後から2年を限度として就労している期間とする。

イ 貸付額は、1月あたりの家賃相当額（管理費及び共益費を含む）とし、居住する地域における生活保護制度上の住宅扶助額のうち単身世帯の額を限度とする。

ウ 都道府県、指定都市、中核市ごとに厚生労働大臣が別に定める額が示されている場合には、当該示された額における単身世帯の額を限度とする。

### (3) 資格取得支援費

ア 貸付額は資格取得に要する費用の実費とし、250,000円を上限とする。

イ 資格取得支援費の貸付けについては、児童入所施設措置費等国庫負担金によって特別育成費における資格取得等特別加算費が支弁される場合には、当該加算費を控除した額を実費とみなす。

## 5 貸付方法及び利子

(1) 自立支援資金は、鳥取県社会福祉協議会長（以下「県社協会長」という。）と貸付対象者との契約により貸付けるものとする。

(2) 貸付金の交付は、生活支援費及び家賃支援費については原則として月決めの方法によるものとし、資格取得支援費については、一括で交付するものとする。

(3) 利子は、無利子とする。

## 6 連帯保証人

自立支援資金の貸付けを受けようとする者は、原則として連帯保証人1名を立てるものとする。ただし、連帯保証人を立てない場合でも、貸付けを受けることができるものとする。

## 7 法定代理人の同意

自立支援資金の貸付けにあたって、貸付けを受けようとする者が未成年者の場合、書面により親権者等法定代理人の同意を得ることとする。ただし、児童養護施設等の施設長又は児童相談所長が作成

する意見書等により、貸付けを行うことで申請者の自立が見込まれるとともに、法定代理人の同意が得られないやむを得ない事情があると県社協会長が判断した場合には、法定代理人の同意を不要とする。

## 8 貸付申請

自立支援資金の貸付けを受けようとする者は、次に掲げる書類を県社協会長に提出しなければならない。

### (1) 生活支援費

- ア 生活支援費貸付申請書（様式第1号）
- イ 住民票
- ウ 在学証明書
- エ 連帯保証人の住民票及び資力が明らかになる書類
- オ 児童養護施設等の施設長又は児童相談所長が作成する意見書

### (2) 家賃支援費

- ア 家賃支援費貸付申請書（様式第2号の1）または（様式第2号の2）
- イ 住民票
- ウ 1月あたりの家賃相当額（管理費及び共益費を含む）を確認できる書類（契約書の写し等）
- エ 在学証明書（進学者の場合）又は在職証明書（就職者の場合）
- オ 連帯保証人の住民票及び資力が明らかになる書類
- カ 児童養護施設等の施設長又は児童相談所長が作成する意見書

### (3) 資格取得支援費

- ア 資格取得支援費貸付申請書（様式第3号の1）または（様式第3号の2）
- イ 住民票
- ウ 資格取得に要する費用を確認できる書類（見積書の写し等）
- エ 在学証明書（進学者の場合）
- オ 連帯保証人の住民票及び資力が明らかになる書類
- カ 児童養護施設等の施設長又は児童相談所長が作成する意見書

## 9 貸付けの決定及び通知

県社協会長は、自立支援資金の貸付けを受けようとする者から貸付申請書の提出があった場合において、自立支援資金を貸付けることが適当と認めたときは、貸付けを決定し、申請者に対してその旨を通知するものとする。

## 10 貸付申請の変更

家賃支援費又は資格取得支援費の貸付けを受けている者で、支援を必要とする金額の変更等により、追加の貸付け（貸付額の増額）を受けようとする者は、次に掲げる書類を県社協会長に提出しなければならない。

(1) 生活支援費

ア 生活支援費貸付変更申請書（様式第4号）

(2) 家賃支援費

ア 家賃支援費貸付変更申請書（様式第5号の1）または（様式第5号の2）

イ 1月あたりの家賃相当額（管理費及び共益費を含む）を確認できる書類（契約書の写し等）

(3) 資格取得支援費

ア 資格取得支援費貸付変更申請書（様式第6号の1）または（様式第6号の2）

イ 資格取得に要する費用を確認できる書類（見積書の写し等）

11 貸付けの変更決定及び通知

県社協会長は、家賃支援費又は資格取得支援費の貸付けを受けている者から貸付変更申請書の提出があった場合において、貸付額の増額を適当と認めるときは、貸付けの変更決定をし、申請者に対してその旨を通知するものとする。

12 自立支援資金借用証書の提出

貸付対象者は、貸付決定（貸付けの変更決定を含む）の通知を受領後、直ちに自立支援資金借用証書（様式第7号）に印鑑登録証明書を添えて県社協会長に提出しなければならない。

13 貸付契約の解除

(1) 県社協会長は、貸付けを受けている進学者が大学等を退学したとき、貸付けを受けている就職者が就職先を離職したとき又は貸付けを受けている進学者又は就職者が死亡したときは、その契約を解除するものとする。

(2) 県社協会長は、貸付けを受けている進学者又は就職者が貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たときは、その契約を解除するものとする。

(3) 県社協会長は、(1)、(2)の規定により契約を解除したときは、貸付けを受けている者（貸付けを受けている者が未成年者で、貸付申請時に法定代理人の同意を得ていた場合には、当該法定代理人）及びその連帯保証人に対してその旨を通知するものとする。

14 返還の債務の当然免除

(1) 県社協会長は、自立支援資金の貸付けを受けた者が次のアからウのいずれかに該当するに至ったときは、自立支援資金の返還の債務を免除するものとする。

ア 進学者

(ア) 大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ、5年間引き続き就業を継続したとき

(イ) (ア)に定める就業期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき

イ 就職者

(ア) 就職した日から5年間引き続き就業を継続したとき

(イ) (ア) に定める就業期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき

ウ 資格取得希望者

(ア) 就職した日から2年間（大学等へ進学した後に資格取得支援費の貸付けを受けた場合には、大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ2年間）引き続き就業を継続したとき

(イ) (ア) に定める就業期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき

(2) 返還免除を受けようとする者は、自立支援資金返還免除申請書（当然免除）（様式第8号）を県社協会長に提出しなければならない。

(3) 県社協会長は、前項の申請書の提出があった場合において返還免除が適当と認めるときは、返還免除の決定をし、貸付けを受けた者及びその連帯保証人に対して通知するものとする。

## 15 返還

(1) 自立支援資金の貸付けを受けた者が、次のアからエのいずれかに該当する場合（災害、疾病、負傷、その他就業を継続することが困難であると客観的に判断できる事由がある場合を除く。）には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から県社協会長が定める期間（返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。）内に、県社協会長が定める金額を月賦又は半年賦の均等払方式等により返還しなければならない。なお、県社協会長は、自立支援資金の返還期間、返還額又は返還方法（当該返還期間等を変更する場合を含む。）については、事前に鳥取県の承認を得ることとする。また、自立支援金の返還期間は、原則、最長10年間とする。

ア 自立支援資金の貸付契約が解除されたとき。ただし、13の(2)による場合は除く。

イ 貸付けを受けた進学者又は資格取得希望者が、大学等を卒業した日から1年以内に就職しなかったとき

ウ 資格取得支援費の貸付けを受けた者が、資格を取得する見込みがなくなったと認められるに至ったとき

エ 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき

(2) (1) のウに規定する「資格を取得する見込みがなくなったと認められるに至ったとき」は、次のアからエのいずれかに該当する場合とする。

ア 資格を取得するための課程の履修を中止したとき

イ 心身の故障のため資格を取得するための課程の履修を継続する見込みがなくなったと認められるとき

ウ 死亡したとき

エ その他資格を取得する見込みがなくなったと認められるとき

## 16 返還の債務の履行猶予

### (1) 当然猶予する場合

ア 県社協会長は、自立支援資金の貸付けを受けた進学者が、貸付契約を解除された後も引き続き大学等に在学している期間は、自立支援資金の返還の債務の履行を猶予するものとする。

イ 県社協会長は、自立支援資金の貸付けを受けた資格取得希望者が、次の（ア）又は（イ）に該当する場合には、それぞれに掲げる事由が継続する期間、自立支援資金の返還の債務の履行を猶予するものとする。

（ア）児童養護施設等に入所中又は里親等へ委託中であるとき

（イ）大学等に在学しているとき

### (2) 裁量猶予できる場合

県社協会長は、次のア又はイに該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない自立支援資金の返還の債務の履行を猶予できるものとする。

ア 貸付けを受けた進学者、就職者又は資格取得希望者が就業しているとき

イ 災害、疾病、負傷、その他就業を継続することが困難であると客観的に判断できる事由があるとき

(3) 前項のイの規定による猶予を受けようとする者は、自立支援資金返還猶予申請書（様式第9号）を県社協会長に提出しなければならない。

(4) 県社協会長は、前項の申請書の提出があった場合において猶予が適当と認めたときは、返還の債務の履行の猶予を決定し、貸付けを受けた者及びその連帯保証人に対して通知するものとする。

## 17 返還の債務の裁量免除

(1) 県社協会長は、自立支援資金の貸付けを受けた進学者が、次のアからエのいずれかに該当するに至ったときは、貸付けた自立支援資金（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。

ア 死亡、又は障がいにより貸付けを受けた自立支援資金を返還することができなくなったとき  
返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部

イ 長期間所在不明となっている場合等、自立支援資金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき  
返還の債務の額の全部又は一部

ウ 貸付けを受けた進学者又は就職者が、自立支援資金の貸付けを受けた期間以上就業を継続したとき

返還の債務の額の一部

エ 貸付けを受けた資格取得希望者が、1年以上就業を継続したとき

返還の債務の額の一部

(2) 前項のア及びイに規定する返還の債務の裁量免除は、相続人又は連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り、個別に適用すべきものであることとする。

また、前項のウに規定する債務の裁量免除は、本貸付事業が児童養護施設退所者等の自立の促進を図るものであることから、その適用は機械的に行うことなく貸付けを受けた者の状況を十分把握のうえ、個別に適用すべきものであること。この場合、貸付けを受けた期間以上就業を継続した者であっても、特別な事情がなく恣意的に退職した者等については、適用すべきではないこととする。

(3) (1)の規定による債務の免除額は、就業継続した期間を、自立支援資金の貸付けを受けた期間（この期間が4年に満たないときは4年とする。）の4分の5に相当する期間で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする。）を返還の債務の額に乗じて得た額とする。ただし、(1)のエの免除額については、返還の債務の額に2分の1を乗じて得た額とする。

(4) 返還免除を受けようとする者は、自立支援資金返還免除申請書（裁量免除）（様式第10号）を県社協会長に提出しなければならない。

(5) 県社協会長は、前項の申請書の提出があった場合において返還免除が適当と認めたときは、返還免除の決定をし、貸付けを受けた者及びその連帯保証人に対して通知するものとする。

なお、(1)の規定により債務の免除を行う場合は、事前に鳥取県の承認を得ることとする。

## 18 延滞利子

県社協会長は、自立支援資金の貸付けを受けた者が正当な理由なく自立支援資金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年5.0パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。

ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができる。

## 19 借受人等の責務

(1) 自立支援資金の貸付けを受けた者は、児童養護施設等その他退所児童等に対する生活相談等を行う者による相談支援及び就労支援機関等による就労支援等により、経済的及び社会的な自立を図り、安定した生活を継続できるよう努めなければならない。

(2) 自立支援資金の貸付けを受けた者及び連帯保証人は、県社協会長から貸付けの要件等に関する問い合わせを受けたとき又は報告を求められたときは、回答又は報告（県社協会長が指示する文書の提出を含む）を行わなければならない。なお、県社協会長は、期限までに回答又は報告を怠った場合には、貸付けを停止することがある。

(3) 貸付申請時に法定代理人の同意を得ておらず、また連帯保証人を立てないで自立支援資金の貸付けを受けた未成年者は、成人になった時点で、県社協会長に対して債務の承認を行わなければならない。

## 20 届出

(1) 借受人は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに当該各号に定める書類を県社協会長に提出しなければならない。

- ア 氏名又は住所を変更したとき  
自立支援資金借受人氏名（住所）変更届（様式第11号）
  - イ 自立支援資金の貸付けを受けることを辞退するとき  
自立支援資金辞退届（様式第12号）
  - ウ 連帯保証人がその氏名又は住所を変更したとき  
自立支援資金連帯保証人氏名（住所）変更届（様式第13号）
  - エ 貸付金振込口座を変更するとき  
自立支援資金振込口座変更届（様式第14号）
- (2) 連帯保証人等は、借受人が死亡したときは、自立支援資金借受人死亡届（様式第15号）を県社協会長に提出しなければならない。

## 21 雑則

この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要領は、平成28年4月1日より施行し、平成28年1月20日以降の児童養護施設退所者等から適用する。